

2020年5月19日

各 位

会 社 名 ソニー株式会社
代 表 者 名 代表執行役 吉田憲一郎
(コード番号 6758 東証 第1部)
問い合わせ先 財務部 I R グループ
(TEL:03-6748-2111(代表))

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月19日開催の取締役会において、以下の通り、商号の変更及び定款の一部変更について2020年6月26日開催予定の第103回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、現在、グループ本社機能とエレクトロニクス事業の本社間接機能を有していますが、これらの機能を分離・再定義し、当社をグループ本社機能に特化した会社とすることに伴い、商号変更を行うものです。詳細は、本日付「ソニーグループの経営機構改革について」をご参照ください。

(2) 新商号（英文表記）

ソニーグループ株式会社（英文：Sony Group Corporation）

(3) 変更予定日

2021年4月1日

※本商号変更は、2020年6月26日に開催予定の第103回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記1に記載の商号変更を行うべく、現行定款第1条（商号）を変更するものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 （商号）当社は、 <u>ソニー株式会社</u> と称し、英文では <u>SONY CORPORATION</u> と記載する。	第1条 （商号）当社は、 <u>ソニーグループ株式会社</u> と称し、英文では <u>SONY GROUP CORPORATION</u> と記載する。

(新設)	附 則
	<p><u>第1条(商号)の変更は、令和3年4月1日をもって効力を生じるものとする。ただし、当会社の取締役会が、令和3年3月31日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更が効力を生じた日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会
定款変更の効力発生日

2020年6月26日(予定)
2021年4月1日(予定)

以 上